

職業訓練実施計画について

I. 職業訓練実施計画の概要

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に定める職業訓練実施計画（大臣告示）は、毎年度において、国が実施する職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な職業訓練の実施を確保するためのものであり、当該計画には、対象者数のほか、実施する職業訓練の内容・効果的実施のための取組、その他必要な事項を規定しているものであり、毎年度所要の改正を行うこととしている。

（参考）

○職業能力開発促進法

（職業訓練の実施に関する計画）

第 15 条の 7 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

○職業能力開発促進法施行規則

（職業訓練の実施に関する計画）

第 4 条の 2 法第 15 条の 7 の職業訓練の実施に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の期間中に実施する職業訓練の対象者の数
- 三 計画の期間中に実施する職業訓練の内容
- 四 その他必要な事項

Ⅱ. 平成27年度の職業訓練実施計画の概要

※ 下線部が平成26年度計画からの主な変更点

1 計画の目的

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間）中における国が実施する公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業の安定及び地位の向上を図るものである。

なお、本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改訂を行う。

2 労働市場の動向

○ 雇用失業情勢

- ・ 雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいるものの、一部に厳しさが見られる。

○ 特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移（また、フリーター数やニート状態にある若者もいまだに多い状況である）。こうしたことから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策の重点的实施が必要。ジョブ・カードを活用し、これらの者の能力向上を図り、正社員への移行を促進することが重要。

○ また、女性については、出産・子育てにあたる年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、女性の再就職を支援することが重要。

○ 高齢者については、60歳を過ぎた多くの高齢者も就業しており、年齢にかかわらず働き続けたいという者も多い状況にあり、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の職業能力開発の推進も重要。

○ 我が国の持続的な経済成長のため、付加価値の高い分野や環境・エネルギー分野等今後成長が見込まれる分野の人材育成が必要。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた熟練技能者が徐々に引退過程を迎えているため、現場の戦力となる人材の育成が重要。

○ 障害者

- ・ 法定雇用率の引き上げ等を背景として、新規求職申込件数が年々増加しており、障害者の社会参加への支援が必要。
- ・ 福祉から就労への移行を促進するため、職業能力開発の推進、障害者

の職業安定を図ることが必要。

- 母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策について、職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要。

3 実施する職業訓練の対象者及び主な取組

(1) 離職者訓練

○ 対象者数

141,000 人（内委託訓練実施分 114,000 人）

※ 委託訓練のうち、6,800 人については、介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する訓練として、19,000 人については、実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステム等として実施する。

※ 平成 26 年度計画 148,500 人（内委託訓練実施分 118,500 人）

○ 訓練の内容

- ・ 地域の離職者及び企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。
- ・ 母子家庭の母、刑務所を出所した者等の求職者に対する特性に応じた訓練を実施。

○ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援。
- ・ 安定的な雇用の実現のため、長期間の職業訓練を積極的に設定。
- ・ 委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給するとともに、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働による産業界や地域の人材ニーズに即した職業訓練の開発・検証等を推進。

(2) 在職者訓練

○ 対象者数

57,000 人

※ 平成 26 年度計画 57,000 人

○ 訓練の内容

- ・ 産業構造の変化、技術進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道

府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。

○ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で訓練科の設定、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により実施。

(3) 学卒者訓練

○ 対象者数

5,900 人

※ 平成 26 年度計画 5,900 人

○ 訓練の内容

- ・ ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施。

○ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。

(4) 障害者に対する職業訓練

○ 対象者数

11,500 人（内委託訓練実施分 7,900 人）

※ 平成 26 年度計画 10,900 人（内委託訓練実施分 7,700 人）

○ 訓練の内容

- ・ 職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。
- ・ 受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練の一層の推進。
- ・ 都道府県職業能力開発校において障害者を対象とした公共職業訓練コースを実施。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した公共職業訓練を実施するため、民間企業等に対して委託する訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用経験の乏しい企業等を開拓するとともに、精神障害者向けの訓練コース設定を促進するなど、訓練の充実を図りながら、引き続き推進。

○ 効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。

- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 公共職業安定所等との連携の下、公共職業訓練の開始時から計画的な就労支援を実施。
- ・ 地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進する。
- ・ 都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ障害者福祉施策との密接な連携を図る。

4 公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

○ 関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関で構成される協議の場も活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面にわたり十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所と連携し、訓練受講者の就職支援を実施する。

○ 受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を活用し、受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施。

※ 訓練実施計画数には、都道府県が公共職業能力開発施設内で実施する訓練は含まれない。

平成27年度 公共職業訓練計画数

	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
離職者訓練	152,267	28,000	124,267
うち施設内	38,267	27,000	11,267
うち委託	114,000	1,000	113,000
在職者訓練	126,713	57,000	69,713
学卒者訓練	21,808	5,860	15,948
合計	303,570	90,860	212,710

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託分のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分2,782人を含む。

平成26年度 公共職業訓練計画数

	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
離職者訓練	159,939	30,400	129,539
うち施設内	41,476	30,000	11,476
うち委託	118,463	400	118,063
在職者訓練	125,210	57,000	68,210
学卒者訓練	22,096	5,860	16,236
合計	310,182	93,260	216,922

注1 ネット掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託分のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分2,937人を含む。

平成27年度 障害者訓練等計画数

障害者訓練		国立障害者校等	県立・県営障害者校
障害者訓練	離職者訓練	9,740	385
	うち施設内	2,610	385
	うち委託	7,130	0
	在職者訓練	1,200	0
	うち施設内	1,000	0
	うち委託	200	0
合計		10,940	385
就職困難学生に対する訓練(委託)		540	0
総計		11,480	385

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

平成26年度 障害者訓練等計画数

障害者訓練		国立障害者校等	県立・県営障害者校
障害者訓練	離職者訓練	9,076	385
	うち施設内	2,276	385
	うち委託	6,800	0
	在職者訓練	1,100	0
	うち施設内	900	0
	うち委託	200	0
合計		10,176	385
就職困難学生に対する訓練(委託)		720	0
総 計		10,896	385

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

離職者訓練の実施状況(平成26年度)

	合計		高齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設内	41,476人	36,788人	30,000人	27,415人	11,476人	9,373人
委託	121,400人	79,618人	400人	153人	121,000人	79,465人
合計	162,876人	116,406人	30,400人	27,568人	132,476人	88,838人

※1 実績は、都道府県は平成26年12月末、機構は平成27年1月末までの速報値。

※2 都道府県の委託訓練については、都道府県単独委託分も含む。

※3 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る対象部分

障害者職業訓練の実施状況(平成26年度)

	合計				国立障害者校等		県立・県営障害者校	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
離職者訓練	9,461人	3,676人	9,076人	3,676人	385人	—	—	—
施設内 ※1	2,661人	—	2,276人	—	385人	—	—	—
委託 ※2	6,800人	3,676人	6,800人	3,676人				
在職者訓練	1,100人	120人	1,100人	120人				
施設内 ※1	900人	—	900人	—				
委託 ※2	200人	120人	200人	120人				
合計	10,561人	3,796人	10,176人	3,796人	385人	—	—	—

※1 平成27年9月時点でのみ把握予定であり、現時点では実績は把握不可。

※2 平成26年12月末現在の実績(速報値)

離職者訓練・障害者訓練等の計画・実績の推移

(単位:人)

		23年度	24年度	25年度
離職者訓練	計画	231,400	233,509	164,719
	実績	149,112	151,552	140,934
障害者訓練※1	計画	11,990	10,695	9,595
	実績	7,932	7,669	6,897
完全失業者数※2		302万人	285万人	265万人
雇用保険受給者実人員 (年度平均)		624,953	576,277	526,858
求職者支援訓練実績		50,758	98,544	74,939
基金訓練実績		214,492	—	—

※1 在職者訓練を除く

※2 完全失業者数は総務省「労働力調査」より

地域の実現に向けた関係機関の連携と地域レベルのコンソーシアムによる職業訓練コースの開発

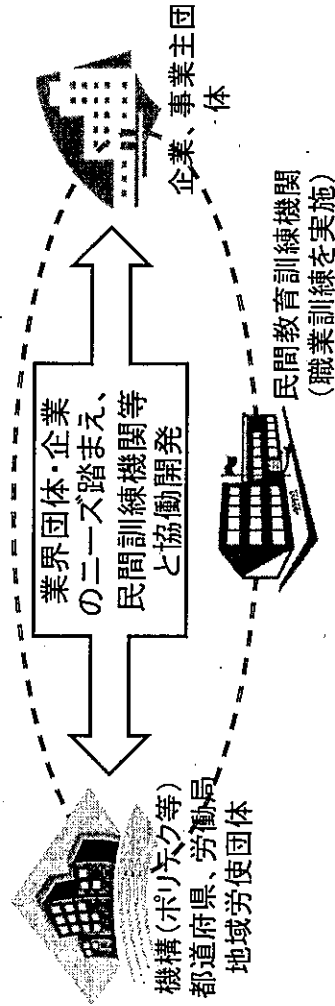
○地域ニーズを踏まえ、不安定な就労の若者の安定的な就職の実現等を進めるため、企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関が協働して、より就職可能性を高めるための職業訓練コース（1年以内の短期プログラム）の開発・検証を実施（平成26年度より実施）。

○平成27年度より、実施箇所数を10か所→25か所に拡充するとともに、地域の人材ニーズに応じた在職者向けの職業訓練コースの開発を行うなど事業内容も拡充。

【現状と課題】

・民間教育訓練機関を活用した訓練として、介護・IT（情報通信）・経理事務等の離職者訓練が実施されているが、地域ニーズを踏まえた訓練が設定できなかったり、就職率についてもバラツキがある。

・県の設定できる在職者訓練が初級レベルにとどまり、地域の企業ニーズを踏まえた訓練設定が難しい等の課題がある。



【離職者向け訓練コース開発の流れ】

地域の職業訓練ニーズの把握や整理

開発する分野・内容を選定

地域レベルのコンソーシアムの参加機関・訓練実施機関の募集（企画競争）

民間教育訓練機関での試行実施（委託訓練）

実施プログラムの検証、普及促進

公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について(概要)

公的職業訓練の効果的な実施のため、各都道府県の関係機関(都道府県、都道府県労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発施設等)がこれまで連携を図ってきたところ、更なる連携強化に取り組むよう、平成26年9月29日付けで各関係機関に通知を发出。

1. 関係機関の連携体制の強化

・地域訓練協議会等の合議体の更なる活用

- (公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定するなど、訓練コースの設定等を関係機関間で十分に調整)
- ・雇用対策協定の締結の推進(自治体、機構と労働局との間で公的職業訓練に関する雇用対策協定の締結を推進)

2. 公的職業訓練ニーズの把握及びニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定

- ・訓練ニーズ及び求職者の希望の体系的な提供(ハローワークが把握する情報の訓練コースの設定等への活用)
- ・産業政策等を踏まえた訓練コースの設定

3. 適切な受講あっせんの推進

- ・公的職業訓練への誘導(ハローワークの相談窓口における訓練が必要な者に対する受講勧奨等)
- ・訓練受講者の就職状況等の共有(関係機関間で就職状況等を取得・共有)
- ・就職可能性を踏まえた受講あっせん(訓練コースの就職実績等を踏まえた受講あっせんの実施)
- ・公的職業訓練の周知(公的職業訓練コースについての体系的提供)
- ・ハローワーク職員の専門性の向上(施設見学会等の積極的实施)

4. 公共職業訓練(離職者訓練)受講者に対する就職支援

- ・公共職業能力開発施設における就職支援の強化(ハローワークと連携し、施設が就職活動日を設定等)
- ・公共職業能力開発施設とハローワークとの間での個別の就職状況の共有
- ・都道府県に配置された巡回就職支援指導員等を通じた連携の強化
- ・ハローワークにおける就職支援の強化(訓練修了時未就職者への積極的就職支援等)